

日直・当番

7月4日(土)～8月2日(日)

救 急 医

7月 5日(日)	姫野胃腸科クリニック	☎85-0369
7月12日(日)	後 藤 医 院	☎82-3200
7月19日(日)	小手川内科クリニック	☎84-9221
7月20日(月)	大 石 医 院	☎82-2014
7月26日(日)	薬 師 寺 医 院	☎82-3085
8月 2日(日)	深 江 医 院	☎82-2348



※市報発行後変更する場合があります。
消防署 ☎82-3000で確認してください。
平日の当番医も同じ番号で確認できます。

歯 科 医

(臼津歯科医師会) 9時～18時

7月 5日(日)	安藤 歯科 医院(臼)	☎63-6152
7月12日(日)	江良 歯科 医院(臼)	☎63-0520
7月19日(日)	金田 歯科 医院(臼)	☎62-3012
7月20日(月)	かねまつ 歯科 医院(臼)	☎63-3138
7月26日(日)	川野 歯科 医院(津)	☎82-5354
8月 2日(日)	こながわ 歯科 医院(臼)	☎63-2121

水 道 修 理

7月 4日(土)	水道サービスセンター	☎82-1992
7月 5日(日)	高 山 水 理 工 業	☎82-2426
7月11日(土)	水道サービスセンター	☎82-1992
7月12日(日)	(有)松岡水道工業	☎82-1315
7月18日(土)	水道サービスセンター	☎82-1992
7月19日(日)	(有)亀井水道工業所	☎82-2233
7月20日(月)	川野水道工業所	☎82-5563
7月25日(土)	水道サービスセンター	☎82-1992
7月26日(日)	(株)九 電 工	☎82-5228
8月 1日(土)	水道サービスセンター	☎82-1992
8月 2日(日)	(株)後藤設備鉄工	☎82-2740

仲上	神田	木下	戸次	亀井	黒田	高田	吉良	上野	柴田	木村	川野	木本	竹尾	中津留
茂明	リキ	淳	福美	敦	健市	鈴子	時雄	始	ヒフミ	シゲ子	與一	マサエ	正人	ヒサ子
84	95	84	71	63	76	86	80	85	67	81	95	76	84	93
大字堅浦	大字四浦	大字長目	大字保戸島	大字上青江	大字津久見	高洲町	大字津久見	志手町	大字津久見	大字堅浦	大字四浦	大字千怒	大字四浦	徳浦宮町

年金だより

国民年金の 「保険料免除制度」をご存知ですか

国民年金には経済的な理由で保険料(月額14,660円)の納付が困難な場合は、申請手続きをすることにより、保険料の納付が免除または一部納付(一部免除)となる制度があります。

「全額免除制度」

→保険料の全額が免除

「半額納付制度」

→保険料の2分の1を納付(7,330円)

「4分の1納付制度」

→保険料の4分の1を納付(3,670円)

「4分の3納付制度」

→保険料の4分の3を納付(11,000円)

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定の基準額以下であることが条件です。また、「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」等の制度もあります。

ゆとりができれば追納を

免除の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額を計算する時に、保険料を全額納めた期間と比べて、減額となります。また、若年者納付猶予や学生納付特例制度の承認を受けた期間については、老齢基礎年金の年金額には反映されません。将来年金額を満額に近づけるためにも、10年以内であればさかのぼって納めることができる「追納制度」をおすすめします。

○追納額は承認を受けた当時の保険料に、経過した期間に応じて定められた金額が加算されます。ただし、承認を受けた年度の翌々年度以内に追納する場合は、その当時の保険料額で納めることができます。

※佐伯社会保険事務所 ☎0972-22-1970、健康推進課国保年金班 ☎82-4111(内線132・134)までお問い合わせください。